

4-2 コミュニティ・プラント事業

(1) コミュニティ・プラント事業のあらまし

コミュニティ・プラント事業は、開発団地や既存集落等における地域の汚水処理施設であり、し尿の衛生的処理及び公共用水域の水質保全を目的として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき整備を行っている。

府内では、綾部市、宇治市の2市が事業を実施し、2地区で供用開始し、処理人口は約350人である。

(2) コミュニティ・プラントのしくみ

下水道や農業集落排水と同様に、家庭の台所・トイレ・風呂等から排出される汚水は、各家庭の排水設備から汚水ますに流れ込み、道路下に埋設された污水管を通じて汚水処理施設へ流入し、処理された後、河川等に放流される。また、汚水処理施設に溜まった汚泥は、浄化槽等と同様に、し尿処理場で処理される。



綾部市 栗橋地域生活排水処理施設

(3) コミュニティ・プラント施設

(平成27年3月31日現在)

市名	施設名	処理方法	放流先	運転開始	処理能力 ($\text{m}^3/\text{日}$) (日最大)	処理人口 (人)
綾部市	<small>くりはし</small> 栗橋地域生活排水 処理施設	接触曝気	由良川	S61.4	43	99
宇治市	<small>しづかわ</small> 志津川地域コミュニ ティ・プラント	オキシデーショ ン ディッチ法	志津川 (宇治川の支流)	H9.7	303	253

※ てんがわ 亀岡市 天川地区コミュニティ・プラントはH6.4に運転開始されたが、公共下水道に接続のため、平成26年度に廃止